

# 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解

表 1(1) 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
1	<p>貴職が公告および縦覧をしている「木曾岬干拓地整備事業（第2期）」に係る環境影響評価準備書に対し、鳥類保全の見地から下記のように意見を提出いたします。</p> <p>国内希少野生動植物種であるチュウヒが継続して繁殖できる場所の確保について  環境省により絶滅危惧 IB 類、かつ「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒが関東以南の太平洋側で継続して繁殖していた場所は、現在ほとんど消失しており、木曾岬干拓地は現在残された数少ないその一つです。チュウヒは条件が整っている場所では継続的に繁殖を行うため、チュウヒの個体数を維持していくには、継続的に繁殖できる場所の確保・維持・保全が非常に重要です。</p> <p>木曾岬干拓地整備事業（第1期）の評価書では、同干拓地では3つがいのチュウヒの営巣を確保できるとなりましたが、事業開始後は2つがいから1つがいになり、そして近年では繁殖成功することがほとんどなくなっています。このことは、木曾岬干拓地整備事業（第1期）の際に行われた環境保全措置が不十分であったことを示しています。しかしながら、今でもチュウヒは繁殖期に同干拓地に生息し、繁殖行動も見られます。そのため、繁殖条件が今よりも改善、整備されれば、繁殖が成功する可能性が残されています。</p> <p>一時的な経済発展のためだけに、同干拓地を大幅に改変するのではなく、三重県は真に自然環境と共生・共存可能な経済政策にしっかりと舵を切るべきです。</p>	<p>11 件</p> <p>調査の結果、木曾岬干拓地外の新たな営巣地が確認されるなど、従前（1期）の環境影響評価時から、チュウヒの生息・繁殖状況に変化が生じています。また、木曾岬干拓地におけるチュウヒの主な採餌環境は、従前の環境影響評価後の整備効果が見受けられ、ヨシ群落等が広く分布している保全区となっています。</p> <p>このため、今回の環境影響評価においても、保全区において、チュウヒの営巣環境・採餌環境としての機能を高めるための維持管理を継続実施することとしました。また、保全区の整備とあわせて、低騒音型建設機械の使用、工事従事者への講習・指導、コンディショニングによる環境影響の低減を図ることとしました。</p> <p>なお、これら環境保全措置の効果に係る知見が不十分と考えられるため、専門家の技術的助言を得ながら、チュウヒの生息・繁殖状況を確認するための事後調査を実施するとともに、当該事業に起因した、事前に予測し得ない環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、関係機関と協議し、専門家の技術的助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとしています。</p> <p>（「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載）</p>

表 1(2) 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
2	<p>（貴職が公告および縦覧をしている「木曾岬干拓地整備事業（第2期）」に係る環境影響評価準備書に対し、鳥類保全の見地から下記のように意見を提出いたします。）</p> <p>ハイイロチュウヒ、チュウヒ、コチョウゲンボウのねぐら入りの問題について</p> <p>上記3種の鳥類は地上でねぐらをとる猛禽類です。2002年の私ども団体の調査ではチュウヒは27羽、ハイイロチュウヒは6羽、コチョウゲンボウは44羽のねぐら入りが観察されています。しかし、直近の2023年1月にはチュウヒ8羽およびハイイロチュウヒ6羽しか確認できず、また、コチョウゲンボウは確認できなくなりましたが、これらの鳥類の確認数が減ったのと、木曾岬干拓地整備事業（第1期）が始まった時期が一致することから、事業による影響と考えられます。木曾岬干拓地整備事業（第1期）の評価書ではコチョウゲンボウについては「干拓地内を継続的にねぐらとして利用する・・・」となっていますが、現状ではそのようになっていません。</p> <p>私たちの調査によると、ハイイロチュウヒのねぐらは対象事業実施区域（以下、事業実施区域）の中にあります。今回の準備書では「草地が一部縮小するものの、同様の環境は事業実施区域周辺に広く分布する」となっていますが、これらの猛禽類がどのような環境をねぐらとして選択するのかが全く考察されていません。これでは、ねぐらと同様の環境が実際に存在すると評価できるのか判断できない状況といえます。特に近年、日本全国で観察できるハイイロチュウヒの数はわずかであることから、事業実施区域でねぐら入りができなくなることは、日本で越冬するハイイロチュウヒにとって大きな問題です。</p>	<p>木曾岬干拓地整備事業（第1期）の環境影響評価から10年以上が経過したことに伴い、樹林化等による植生の変化などにより、木曾岬干拓地における生物の生息・生育環境に変化が生じていると考えられます。</p> <p>調査の結果、ハイイロチュウヒのねぐら入り及びねぐら立ちは、事業実施区域外（Dブロック）の草地で確認されました。</p> <p>本種のねぐら環境である草地は、事業実施区域が位置する木曾岬干拓地に広く分布しているため、「ねぐら環境である草地が一部縮小するものの、同様の環境は事業実施区域周辺に広く分布する。」としており、ハイイロチュウヒの生息環境への影響は極めて小さいと予測されます。</p> <p>（「第7章第6節陸生動物」に記載）</p>
3	<p>（貴職が公告および縦覧をしている「木曾岬干拓地整備事業（第2期）」に係る環境影響評価準備書に対し、鳥類保全の見地から下記のように意見を提出いたします。）</p> <p>チュウヒのコンディショニング（馴化）について</p> <p>チュウヒの繁殖に関するコンディショニングは、北海道で事例があるようですが、事業実施区域ではどのような条件で、どのようなコンディショニングが可能なのか、コンディショニングにどれくらいの年月がかかるかなどが準備書では具体的に示されていません。準備書は三重県が責任を持って公告・縦覧をしているはずですが、コンディショニングに関する項目や条件をきちんと評価して準備書を縦覧し直すべきです。</p>	<p>環境保全措置（コンディショニング（馴化））の具体的な位置、仕様等については、事業実施の施工計画段階で専門家の技術的助言を踏まえて検討することとしています。</p> <p>なお、環境保全措置の効果に係る知見が不十分と考えられるため、専門家の技術的助言を得ながら、チュウヒの生息・繁殖状況を確認するための事後調査を実施するとともに、当該事業に起因した、事前に予測し得ない環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、関係機関と協議し、専門家の技術的助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとしています。</p> <p>（「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載）</p>

表 1(3) 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
4	<p>貴職が公告および縦覧をしている「木曾岬干拓地整備事業（第2期）」に係る環境影響評価準備書に対し、鳥類保全の見地から下記のように意見を提出いたします。</p> <p>営巣環境・採餌環境（保全区）の整備について 木曾岬干拓地整備事業（第1期）で造成した保全区では、これまでチュウヒが繁殖した事実はありません。また、同様の環境のある岡山県錦海塩田跡地でもチュウヒの繁殖のための保全区を設定しましたが、失敗しています。今回はこれらのことを踏まえ、どのように保全区の整備を行うのが準備書に記載されていません。保全区の整備について、目的や方針、方法などについて詳細に記載した準備書を縦覧し直すべきです。</p>	<p>保全区については、木曾岬干拓地北部における環境影響評価をうけ、特にチュウヒの生息に適した環境の形成を目的として実施されてきたヤナギなどの樹木伐採や外周水路沿いの草刈り等の環境改善を専門家の技術的助言を得ながら継続し、適切に維持管理を行うこととしています。</p> <p>また、環境保全措置の具体的な位置、仕様等については、事業実施の施工計画段階で専門家の技術的助言を踏まえて検討することとしています。</p> <p>さらに、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であると考えられることから、事後調査を実施することとしています。</p> <p>（「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載）</p>
5	<p>貴職が公告および縦覧をしている「木曾岬干拓地整備事業（第2期）」に係る環境影響評価準備書に対し、鳥類保全の見地から下記のように意見を提出いたします。</p> <p>工事従事者への講習・指導について どのような基準、規制にもとづいて講習・指導するのかが記載されていません。繁殖期のチュウヒは人や車両の接近等に対しては極めて敏感な鳥類ですから、工事従事者への講習・指導の方法等について、準備書に明確な基準等を記載すべきです。</p>	<p>環境保全措置の具体的な位置、仕様等については、事業実施の施工計画段階で専門家の技術的助言を踏まえて検討することとしています。</p> <p>さらに、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であると考えられることから、事後調査を実施することとしています。</p> <p>（「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載）</p>
6	<p>貴職が公告および縦覧をしている「木曾岬干拓地整備事業（第2期）」に係る環境影響評価準備書に対し、鳥類保全の見地から下記のように意見を提出いたします。</p> <p>低騒音型建設機械の採用について 準備書には低騒音型建設機械にはどのような性能や効果が期待できるものがあるのかが記載されていません。また、チュウヒは機械だけでなく、人の動きにも敏感な鳥なので、人の動きについても規制すべきです。そのため、機械の性能や人の動きの規制基準などについて、それらがもたらす効果を準備書に具体的に記載すべきです。</p>	<p>環境保全措置（低騒音型建設機械の採用）の効果については、「事業実施区域及び周辺を生息範囲とする種への影響を低減することができる。」と環境保全措置の検討結果に記載しています。</p> <p>また、環境保全措置として「工事従事者への講習・指導」を実施することとしています。</p> <p>なお、環境保全措置の具体的な位置、仕様等については、事業実施の施工計画段階で専門家の技術的助言を踏まえて検討することとしています。</p> <p>（「第7章第6節陸生動物」及び「第7章第9節生態系」に記載）</p>

表 1(4) 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
7	<p>貴職が公告および縦覧をしている「木曾岬干拓地整備事業（第2期）」に係る環境影響評価準備書に対し、鳥類保全の見地から下記のように意見を提出いたします。</p> <p>準備書に記載された内容では現在の干拓地で想定される1つがいの繁殖を保障できるとは考えられません。上記の内容を精査して準備書を縦覧し直すか、あるいは第2期の開発そのものを中止すべきです。</p>	<p>工事中においては、工事施工ヤードは建設発生土ストックヤード計画地内を極力利用し、工所用道路は既存道路を利用することにより、工事による改変を最小限に抑える計画としています。供用時には、建設発生土の搬出入用道路は、既存道路を利用する計画としています。</p> <p>チュウヒについては、環境保全措置として、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」、「コンディショニング（馴化）」及び「営巣環境・採餌環境の整備（保全区の整備）」を実施することとしています。なお、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を実施することとしています。</p> <p>これらのことから、チュウヒに関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。</p> <p>（「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載）</p>
8	<p>私たちは木曾岬干拓地鳥類生息調査に10年以上参加し、チュウヒを中心に観察してきました。特に今回ストックヤード整備事業が行われる予定区域のあたりを担当した者としてその経験と環境影響評価準備書の結果を参考に意見書を提出します。</p> <p>環境影響評価準備書のあらましによりますと、その予測結果にチュウヒについては「本種の生息環境への影響がある」、オオタカについては「本種の生息環境への影響は大きい」とあります。そのため環境保全措置と事後調査を実施するとあります。</p> <p>チュウヒについては、準備書「第4章第3節方法書に対する知事の意見及び事業者の見解」表4-3-1(3)の中で「保全区において、チュウヒの営巣環境・採餌環境としての機能を高めるための維持管理を継続実施することとしました。」とありますが、2021年以降、保全区で営巣の確認はまだされていません。営巣環境として機能しているか分からない状態で事業を進めることに反対します。</p>	<p>チュウヒに関する環境保全措置（営巣環境・採餌環境の整備（保全区の整備））については、その効果に係る知見が不十分と考えられるため、専門家の技術的助言を得ながら、チュウヒの生息・繁殖状況を確認するための事後調査を実施するとともに、当該事業に起因した、事前に予測し得ない環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、関係機関と協議し、専門家の技術的助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとしています。</p> <p>（「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載）</p>

表 1(5) 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
9	<p>私たちは木曾岬干拓地鳥類生息調査に10年以上参加し、チュウヒを中心に観察してきました。特に今回ストックヤード整備事業が行われる予定区域のあたりを担当した者としてその経験と環境影響評価準備書の結果を参考に意見書を提出します。</p> <p>環境影響評価準備書のあらましによりますと、その予測結果にチュウヒについては「本種の生息環境への影響がある」、オオタカについては「本種の生息環境への影響は大きい」とあります。そのため環境保全措置と事後調査を実施するとあります。</p> <p>オオタカについては、環境保全措置として「営巣木の移動促進」とありますが、その移動先は示されておらず、仮に木曾岬干拓地内の樹林地だとしても50haの保全区でチュウヒとオオタカの環境保全が可能だとは思えません。</p>	<p>オオタカに関する環境保全措置（営巣木の移動促進）の位置については、「木曾岬干拓地内の樹林地（保全区及びその周辺以外）」としています。</p> <p>環境保全措置の具体的な位置、仕様等については、事業実施の施工計画段階で専門家の技術的助言を踏まえて検討することとしています。</p> <p>さらに、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であると考えられることから、事後調査を実施することとしています。</p> <p>（「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載）</p>
10	<p>私たちは木曾岬干拓地鳥類生息調査に10年以上参加し、チュウヒを中心に観察してきました。特に今回ストックヤード整備事業が行われる予定区域のあたりを担当した者としてその経験と環境影響評価準備書の結果を参考に意見書を提出します。</p> <p>環境影響評価準備書のあらましによりますと、その予測結果にチュウヒについては「本種の生息環境への影響がある」、オオタカについては「本種の生息環境への影響は大きい」とあります。そのため環境保全措置と事後調査を実施するとあります。</p> <p>事後調査においては「チュウヒ及びオオタカのモニタリング調査」とありますが、事業の途中で営巣が確認された場合、営巣放棄を避けるため事業の休止を明記する必要があります。</p>	<p>環境保全措置の効果に係る知見が不十分と考えられるため、専門家の技術的助言を得ながら、チュウヒの生息・繁殖状況を確認するための事後調査を実施するとともに、当該事業に起因した、事前に予測し得ない環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、関係機関と協議し、専門家の技術的助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとしています。</p> <p>（「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載）</p>

表 1(6) 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
11	<p>私たちは木曾岬干拓地鳥類生息調査に10年以上参加し、チュウヒを中心に観察してきました。特に今回ストックヤード整備事業が行われる予定区域のあたりを担当した者としてその経験と環境影響評価準備書の結果を参考に意見書を提出します。</p> <p>環境影響評価準備書のあらましによりますと、その予測結果にチュウヒについては「本種の生息環境への影響がある」、オオタカについては「本種の生息環境への影響は大きい」とあります。そのため環境保全措置と事後調査を実施するとあります。</p> <p>チュウヒはヨシ原の減少と餌場環境の悪化によってその数を減らしてきています。この整備事業によって、チュウヒの生息域が減少することがあってはなりません。</p>	<p>工事中においては、工事施工ヤードは建設発生土ストックヤード計画地内を極力利用し、工事用道路は既存道路を利用することにより、工事による改変を最小限に抑える計画としています。供用時には、建設発生土の搬出入用道路は、既存道路を利用する計画としています。</p> <p>チュウヒについては、環境保全措置として、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」、「コンディショニング（馴化）」及び「営巣環境・採餌環境の整備（保全区の整備）」を実施することとしています。なお、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を実施することとしています。</p> <p>これらのことから、チュウヒに関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。</p> <p>（「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載）</p>